

～新しい長浜市にふさわしい「公」の提唱～

『市民とのパートナーシップによる地域社会づくり』

行政はもとより、市民が、本市の危機的な財政状況を認識し、将来に向けた改革意識を共有化するなか、ともに責任を持ち、知恵を出しあい、それぞれが主体的に改革に取り組むなど、中長期的な展望に立って、新しい長浜市にふさわしい「公」のあり方を絶えず提唱しつつ、「市民とのパートナーシップによる地域社会づくり」に向け、その実現に向けた取り組みを進めます。

行政改革大綱(素案)では、改革の姿勢(上記)とその方向(図3)を掲げ、行政改革に取り組むこととしています。今後の改革にあたっては、

① 「市民サービスの品質管理・品質向上」と「行財政の簡素・効率化」の両立を目指します。

その実現に向けて、現在、市で行っている事業を見直し、不要な事業がないか、他に効率的な手法がないか、検討します。

② これまでは「公共サービスが行政が担うもの」と考えられてきましたが、今回の改革大綱では、行政はもとより、市民と企業も共に「公」を担う主体であるという考え方を基本におきます。こうした新たな公共空間づくり(図4)を進めるなかで、市民や企業による社会貢献活動が活発化され、地域の活力による元気な地域づくりを推進します。

この2つの考え方のもと、市民の皆さんと行政が情報を共有し、現在、市が置かれている厳しい財政状況を認識することにより、それぞれが主体的に改革に取り組むなど、中長期的な展望に立って、「市民とのパートナーシップによる地域社会づくり」の実現を目指します。

行政改革の基本的な考え方は

図3 改革の方向

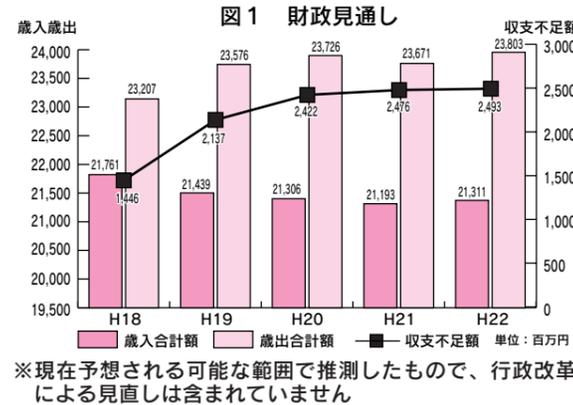
徹底した行政のスリム化	市民と行政の協働による地域経営
これまで行政が専らその守備範囲としてきた分野も含めて、サービスの質の向上と効率性が見込まれるものについては、市民、地域団体、NPO、企業などに委ねるとともに、職員削減や公共施設の再編などを進め、簡素で効率的な市役所をめざす。	市民、地域団体、NPO、企業など多様な主体と対等の立場に立って、協力しあい、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する支援や活動場所の提供など、地域協働化のための仕組みづくりをめざす。
これまでの減量、削減的な改革手法だけでなく、仕事のやり方や進め方など、行政運営の仕組みを抜本的に見直すとともに、真に必要とされる市民ニーズや地域課題を的確に把握し、限られた経営資源の重点的、効果的な配分するなど、「削るべき所は削り、強めるところは強める」といった姿勢で、本市の将来的な発展につながる施策の選択と集中化をめざす。	個人情報保護に最善の配慮を図りながら、徹底した情報提供による情報の共有化と市民への説明責任の達成、さらには、市民にできることは市民にという考え方に立ち、市民参画のための仕組みづくりをめざす。
個人や家族で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは市行政が、そこで解決できないことは国が、さらにはそこでも解決できないことは国が解決していくといった「補完性の原理」を基本として、市政の果たすべき役割の見直しを図ることをめざす。	画一的な政策や行政に一任するのではなく、市民の一人ひとりが、相互の信頼関係を確保しつつ、お互いの特性や能力を最大限に発揮し、地域の課題を責任をもって決定するなど、自分たちの地域は自分たちで治めるといった、元気な市民自治(ガバナンス)の構築をめざす。

元気な長浜市
～まずは、行政改革から～

ランを策定する予定です。限られた経営資源を有効に活用し、新たな行政課題に対応していくため、改革大綱及び改革プランに基づいた、取り組みを進めていきます。

市では、行政改革の基本方針となる「行政改革大綱」とともに、その内容を実現するための具体的な取り組みを示した「集中改革プラン」の策定作業を進めています。本年8月から、学識経験者などで構成する地域経営改革会議(委員長・仁連孝昭滋賀県立大学教授)を設け、既に4回の審議を行いました。また、改革の実施機関として市内部に行政改革推進本部会議(本部長・川島信也市長)を設置しています。市では、この二つの機関を両輪として、年内に改革大綱及び改革プラン

市では、行政改革の基本方針となる「行政改革大綱」とともに、その内容を実現するための具体的な取り組みを示した「集中改革プラン」の策定作業を進めています。本年8月から、学識経験者などで構成する地域経営改革会議(委員長・仁連孝昭滋賀県立大学教授)を設け、既に4回の審議を行いました。また、改革の実施機関として市内部に行政改革推進本部会議(本部長・川島信也市長)を設置しています。市では、この二つの機関を両輪として、年内に改革大綱及び改革プラン



「三位一体の改革」により、国庫補助金の削減・廃止や地方交付税の大幅な縮減が始まっています。また、所得や地価の低下による市税の伸び悩みにより、歳入総額が減少するものと見込まれます。

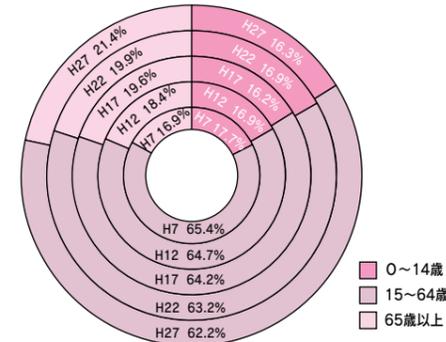
一方、少子・高齢化に伴う扶助費や平成13年度以降の国・地方の財政対策による市債の発行等に伴う返済金など歳出の増大が見込まれます。

このように歳入が減少する一方で、歳出が増大するといった

なぜ、行政改革が必要とされるのでしょうか

(1) 三位一体改革等による財源の縮減

図2 年齢3区分別人口割合の推移と見通し



ギャップ構造の拡大が予想され、早期にその改善が求められます(図1)。

(2) 少子・高齢化に伴う行政需要の増大

本市においても、全国傾向と同様に少子高齢化が進展しており、平成27年の高齢化率は21.4%まで上昇していくものと見込まれます(図2)。

(4) 市町合併の効果の引き出し

「合併は最大の行政改革」とも言われますが、今後においても、行財政体制の整備を継続的に進めなければ、十分な効果が得られません。

市町合併の目的を再認識し、単一の自治体では改革に限界があった職員の削減や公共施設の再編など、合併の効果を最大限に引き出せるよう取り組みことが求められます。

(3) 自己決定・自己責任の下での行政経営

地方分権の進展により、国と地方の関係は、従来の「上下・主従」から「対等・協力」に大きく転換し、地方自治体の「自己決定」と「自己責任」の範囲が大きく広がりました。

今後、本市も、市民の皆さんにもっとも近い行政体として、これまで以上に、専門的かつ高度なサービスを自己決定、自己責任のもとで提供できるように、体制の強化が求められます。

続いた場合には、行政が有する経営資源がより一層制約され、新たな市民ニーズへの対応はもとより、既存の行政サービスの維持が困難となることが予想されます。